

茨城県消費者基本計画アクションプランについて

1 茨城県消費者基本計画について

- (1) 茨城県消費生活条例に基づき、消費者政策の推進に関する基本的な計画を定めるもの。
- (2) 県消費者基本計画は、県総合計画の部門別計画としての性格を持ち、施策の方向性は県総合計画と同じであることから、第4次計画から、県総合計画の消費者行政に関する部分を県消費者基本計画として位置付けている。
- (3) また、消費者教育推進法に基づき、同計画の一部を、本県の「消費者教育推進計画」としても位置付けている。

2 茨城県消費者基本計画アクションプランについて

- (1) 「茨城県消費者基本計画」及び本県「消費者教育推進計画」の具体的な施策の取組及び進行管理を行うものとして策定。
- (2) アクションプランに掲げる施策の進捗状況等については、毎年度検証・評価を行い、消費生活審議会に報告するとともに、ホームページ等で公表している。

●茨城県総合計画 〔計画期間：2022年度～2025年度（4年間）〕

『「新しい安心安全」へのチャレンジ』

「政策9 安心して暮らせる社会」

「施策（2） 安心な暮らしの確保」

消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費者教育や消費生活センター等における相談体制の充実、事業者への指導・取締りを推進します。



●茨城県消費者基本計画（第4次）

●茨城県消費者教育推進計画

◎茨城県消費者基本計画（第4次）アクションプラン

- ・計画の具体的な施策の取組及び進行管理
- ・計画期間：2022年度～2025年度（4年間） ※県総合計画と同じ

⇒ 令和7年度中に消費生活審議会の意見を聴きながら次期アクションプラン（2026年度～2029年度）を策定

○茨城県行政組織条例【抜粋】

(消費者基本計画の策定)

第5条 知事は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画(以下「消費者基本計画」という。)を策定するものとする。

2 知事は、消費者基本計画を策定しようとするときは、茨城県消費生活審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

○消費者教育の推進に関する法律（消費者教育推進法）【抜粋】

(基本方針)

第九条 政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下この章及び第四章において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 消費者教育の推進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 消費者教育の推進の内容に関する事項
- 三 関連する他の消費者政策との連携に関する基本的な事項
- 四 その他消費者教育の推進に関する重要事項

(都道府県消費者教育推進計画等)

第十条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

3 【次期】茨城県消費者基本計画（第5次）について

新たな茨城県総合計画は、今年度中に、茨城県総合計画審議会や未来を拓く新たな茨城づくり調査特別委員会で議論されながら策定される予定。

茨城県消費者基本計画（第5次）にあたる、県総合計画の消費者行政に関する部分は、以下のとおり担当課案を総合計画担当課へ提出している。

(次期計画案) ※担当課案

「消費者被害の未然防止・拡大防止のため、消費者教育による消費者力の育成・強化や消費生活センター等の相談体制の充実、法令違反が疑われる事業者への指導等を推進します。」